

(2011.2)

入所ご希望の皆様へ

介護老人福祉施設 喜楽苑
施設長 真崎 信之
(公 印 省 略)

入所申込み手続きのお知らせ

時下、皆様方におかれましては、ますますご清栄の事とお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

では、入所申込み手続きのご案内をさせていただきます。

現在の入所順番は申し込み順ではなく、施設サービスの必要性の高い方からのご入所となっておりますことをあらかじめご了承ください。

手続きの方法は、下記の通りとなっておりますので、同封の必要な書類等を確認の上、入所申込み手続きを行ってください。

なお、申込みに必要な書類は、喜楽苑に直接お持ち頂くか、郵送下さいますようお願い致します。

『申込み方法、および必要書類』

1) 指定介護老人福祉施設入所申込書 (別紙1)

※ 書類に記入及び捺印もれがある場合は受付できません。記入もれ等がある際は、再度、ご記入頂いた上で受付となりますのでご注意ください。

2) 入所についての介護支援専門員意見書 (別紙2)

※ 「評価基準における状況評価上の留意事項」(別紙3-2)を参照の上、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー※以下ケアマネジャー)に記入していただき下さい。

※ 意見書の依頼先

(在宅サービス利用中の方) 居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャー

(施設入所中の方) 入所している施設のケアマネジャー(施設にケアマネジャーがいない場合は、生活相談員等入所希望者の状況を良く知っている方)

(入院中の方) 入所希望者の状況を良く知っているケアマネジャーやソーシャルワーカーまたは担当の看護師

3) 日常生活状況確認書

※担当のケアマネジャーに記入を依頼して下さい。

4) 介護保険被保険証

※最新のコピーを提出して下さい。

5) 直近3ヶ月のサービス利用表 (コピー可)

6) 直近3ヶ月のサービス利用表別表 (コピー可)

※5) 6) につきましては在宅サービスを利用されていない場合 (病院へ入院中もしくは施設へ入所中) は、その状況の説明をお伺いします。

【確認事項】

※入所申し込みの対象は、要介護1～5と認定された方です。

- ・非該当、自立、要支援の方は対象となりません。
- ・ご家族が本人に代わって申請される場合は家族確認、また代理人若しくは成年後見人等の場合は、契約書等の提示を求める場合がございます。

注) 認定申請中、または変更申請中の方は、認定結果が確定してからお申し込みください。

注) 申込みに必要な書類が揃っていない場合、記入に不備があった場合は申込みを受け付ける事ができない場合がありますので、充分ご確認のうえ申込みお願いいたします。

※以下の事項に該当する場合は、速やかに当施設までご連絡をお願いします。

- ・要介護認定の要介護度や期間に変更があった場合。
- ・他施設へ入所が決定した場合。
- ・当施設への入所申込みを取り消したい場合。
- ・申込者の所在に変更があった場合。

※申し込まれた方は、1年毎に更新の手続きが必要となります。更新手続きをおこなわれなかった場合は、入所の意思がないものと判断させていただきます。

※入所順位の決定は、入所検討委員会 (施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、施設職員以外の第三者で構成) を定期的に開催し、上記書類をもとに決定していきます。

※) 施設見学のご希望及び入所に関するご相談などがございましたら、下記までご連絡ください。

介護老人福祉施設 喜楽苑

電話 095-878-7667

担当者 生活相談員 浦岡 健一